



やこう

学校だより 令和8年度7月号

令和8年6月30日

横浜市立矢向小学校

ホームページはこちらからどうぞ→

www.educity.yokohama.lg.jp/school/es/yako/



いじめの未然防止のための「横浜プログラム」

児童支援専任 古賀侑加乃

児童支援専任。聞き慣れない方もいるかもしれません。児童支援専任制度は、横浜市独自の制度で、平成26年度より各校に1名配置されています。子どもたちには、「みんなの先生」や「お助けマン」と伝えています。1年生から6年生まで、困ったり、心配なことがあったりする子に寄り添いながら、担任や学年の職員と一緒に、安心して過ごせる方法を考えています。また、特別支援教育や児童指導に関わることについて、学校の中心となって進めています。その中でも、いじめの未然防止や対応に力を入れています。昨今、いじめのニュースを目にすることが多くなりました。これは、いじめに関する法令が平成25年度から以下のように定義されていることも大きく関係していると思います。

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

ここ数年、横浜市の、「いじめを積極的に認知することが必要」という考えのもと、矢向小学校では嫌な思いをした子がいたら、いじめとして積極的に認知し、早期発見・早期対応に努めてきました。本校でも次のように年々いじめの認知件数は増えています。

	R5	R6	R7	R8
矢向小のいじめ認知件数	106件	116件	126件	32件（6月末現在）
横浜市の小学校のいじめ認知件数	13,261件	17,143件	10月頃公表	※R7 6月は42件

この法で考えると、例えば松葉づえをついている児童がいて、それを大変そうだと思って肩を貸した児童がいた、という一見ほほえましい光景でさえも、松葉づえの児童がその行動を「嫌だ」と感じれば、いじめとなります。そんなことをいったら何もできないじゃないか、というお声をいただきながらも、いじめとして積極的に認知する理由は、いじめを受けた当該児童の気持ちを最優先に考えているためです。

難しい時代になりました。人と人との関わりの中では、誰しもうるいじめの加害者にも被害者にもなりうるのです。だからこそ、私がお伝えしたいのは、自分の言動や態度をふりかえることのできる児童や相手の気持ちを想像し、考えながら関わることのできる児童を育てていきたい、ということです。

そこで、矢向小学校では、自分自身や仲間との良好な関係や集団への積極的なかかわりを創り出すために必要なスキルを高めることが、いじめの未然防止につながると考え、今年度から毎月「今月の横浜プログラム」を取り入れています。子どもは学校で人と人との関わり方を学びます。時には、加害者・被害者になることもあるでしょう。そんな時に、私たち大人がまずは受け止め、いじめを繰り返さないための関わり方を一緒に考えることで、相手のことを思いやれる矢向の子に育ててまいります。